

中山間地域等総合対策に対する意見

平成16年6月15日
全国農業会議所

．全国農業会議所の提案

平成16年5月26日実施「全国農業員会会長大会」における「新たな『食料・農業・農村基本計画』策定に向けた担い手・経営・農地政策等に関する提案」より

■ 中山間地域等直接支払制度の改善と継続

中山間地域などにおいて農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するとを目的として実施されている中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の発生防止・解消などに顕著な成果をあげており、平成17年度以降も同制度の継続を図ること。

その場合、農地の周辺にある林地への適用拡大や共同取り組み 活動分を非課税扱いとすることなど制度の改善を行うこと。あわせて広く国民の理解を得るために、制度活用の公開性を高めること。

以下は、この提案をまとめるに当たり、都道府県農業会議が市町村農業委員会を通じて、本対策の取り組み事例と課題について収集を行ったものを整理したものである。

．各地の検証事例

1．青森県蟹田町上小国地区

（コスモス栽培、クリ・クルミの植栽、学校田の開設を通じた耕作放棄地の復旧。対象農地を持たない農家も参加した集落ぐるみ協定）

農道・水路の管理に加え、多面的機能増進活動として、集落の環境美化のためにプランター100個への色とりどりの花の植え付けと休耕田約30aにコスモスの植栽。また、新規作物の導入として、約13aにクリとクルミの作付け、農作業の効率化のために中古トラクター、畦塗り機、モア、除雪機の購入。4haの耕作放棄地の復旧。食農教育の一環としての学校田の開設など本制度を実施して新たに生まれた多くの活動が展開されている。これらの活動には、対象農地を持たない農家も参加しているため地域ぐるみの取り組みに発展している。

2．秋田県上阿仁村上仏社（かみぶっしゃ）地区

（特定農業法人・農事組合を設立し利用権集積）

協定参加者を中心として、農地の遊休化の防止と農作業効率の向上を図るため、

豆の団地化に取り組んでおり、水路・農道等の管理については年数回協定参加者全員で草刈り作業等を行っている。

また、県及び農協等関係機関の指導を受け、平成 15 年 8 月に特定農業法人の農事組合法人を設立し、利用権設定面積 23.3 ha、農作業受委託面積 2.2 ha の集積を行った。16 年度からは水稻と大豆のブロックローテーションにより高収益と余剰労働力を活用した取組を計画している。

3．宮城県気仙沼市羽田集落

（対象外農地の遊休農地を活用した農業体験への取り組み）

傾斜度の関係で、協定の対象にならない畑の遊休農地で「親子で農業体験」を企画し、15 組の家族に復旧作業、サツマイモの植え付け、除草管理、収穫作業を体験させている。集落では日常の農地管理をはじめ、農作業の手伝いを市と管理契約を締結して実施している。本体の協定による集落活動が活発なため、対象外の農地も一体的に活用できた事例である。

4．山形県平田町山谷地区

（作業受委託を進めて大豆生産集団に発展）

集落協定締結以前、転作は個人対応で行っていたが、協定締結を契機に集落内の話し合いが進む中で、集落として大豆生産を中心とした作業受託組織体制に移行していくべきという気運が高まり、平成 13 年度に山谷地区転作組合が設立された。設立後は、協定対象農地に限らず集落一帯の農地を維持する組織として大豆生産に取り組んでいる。

5．福島県三春町

（耕作放棄地に学童農園開設）

集落内にある磐越自動車道三春 P.A.において協定参加者の農産物をチャリティ販売し、収益を交通遺児育成のため全額寄付している。耕作放棄解消農地で町内保育園児童のための学童農園を開設し、サツマイモを栽培し、これと併せ協定参加者の農産物直売を行った。

6．栃木県茂木町入郷地区

（棚田保全ボランティアによる都市農村交流の展開）

棚田ボランティアと棚田オーナー制度を実施、15 a の耕作放棄地が解消し、13 組の都市住民によるオーナーが登録された。

集落では交付金を活用して棚田ボランティアや棚田オーナーの行事の事前準備や作業指導等を実施している。交付金はそのための出役日当などに充当している。

7．埼玉県東秩父村上ノ貝戸地区

（桃を植え、景観形成と産地化により耕作放棄地を解消）

平成 13 年度から事業を導入し、耕作放棄地の解消を目標に、それまで農家個々

に対応していた作業を25戸の協定参加者による共同作業を行うことの協定を締結した。同地区にあった耕作放棄地の雑木・竹等を伐採・償却し、高齢者にも取り組みやすく、以前から村の特産であった花卉・花桃等を共同植栽することにより、景観形成を図るとともに5haの耕作放棄地の解消が図られた。桃は市場集荷できるまでに成長。

また、事業を導入することにより、耕作放棄地の解消とともに、特産品や伝統的な文化を守りながら、地域環境の保全・向上を目指す気運が高まり、地域のコミュニケーションが図られ、地域の活性化につながっている。

さらに、事業推進については、事業導入前の平成12年から農業委員が中心となり、地域での話し合いによる協定づくりや協定の締結に積極的に取り組んできた。

8．岐阜県東白川村

（農作業受託組織育成と非農家も含めた集落活動）

協定集落農家の同意のもと、交付金の全額を村で創設した特別会計「豊かな集落づくり会計」に納入し、その65%を「ふるさとづくり委託費」として地元の農作業受託組織「(有)新世紀工房・農業サポート部」(第3セクター)へ交付している。

効率的な機械化営農の推進、遊休農地の防止対策、高齢者世帯等の農作業の軽減、集落景観保全等に取り組むこの組織に村内の水田作業を一手に任せることにより、個々の農家で所有する農業機械を減らし、農家の負担軽減が図られた。また、営農継続に対する多くの農業者の不安も払拭された。

残り35%の交付金は「豊かな集落づくり交付金」(共同取組活動費)として各協定集落に交付し、非農家の住民も含めた集落ごとの独自性を持った活動に活用している。

このことにより、話し合い活動が更に盛んになり、用水路を集落全体の財産として管理する意識が高まったり、共同施設の小さな修繕や小面積農地の保全まで目が行き届くようになった。

9．岐阜県高山市滝集落

（耕作放棄地(棚田)の復旧を通じた都市住民との交流)

滝集落は、棚田を含む約5haの集落で、担い手の高齢化等により平成11年度では集落内で35%の耕作放棄地(1.75ha)があったことから、12年度に、集落内の農業者で「棚田保存会」、市職員による「棚田再生プロジェクトチーム」が設立された。

その連携により、滝集落の協定参加者や棚田保存会、行政等の関係者による耕作放棄地の草刈り等が行われ、1.5haの棚田の復旧が図られた。

その復活した棚田では、市内の親子を募集した田植え・稲刈り・餅つき・しめ縄づくり等の農業体験、山村景観の保全と棚田への関心と理解の増進をねらいに、小学生・農家・一般市民による棚田かかしコンクールを実施し、市民及び都市住民の理解を深めるとともに交流が図られた。

また、棚田で有機低農薬で栽培した米を「棚田天然米」、その米に粟・ひえを混ぜて「三穀米」として商品化し、付加価値をつけた米として朝市で販売し、購入者

から好評を得ている。

10．新潟県十日町市枯木又地区

（エコミュージアム構想で都市と共同で集落再生）

地域住民だけではなく、友好都市であった埼玉県旧浦和市の住民も巻き込み、「建物のない地域が丸ごと博物館」をキャッチフレーズにした「枯木又エコミュージアム」構想を樹立し、189名からなる「エコの会」を設立。棚田での農作業、農道、集落道の道普請、草刈り、文化財の保護、神社等の冬囲いの設置を行う。集落の祭りやわら細工など集落の無形文化財の伝承の活動にも取り組んでいる。

この活動を通じ、市外から20代の夫婦が新規就農、都市との交流を通じて首都圏から7名の花嫁が来た。

地域資源を都会の人と共有し喜びを分かち合い、地域住民が改めて生き甲斐を見だし、集落が元気を取り戻すことができた。

11．福井県三方町下白屋集落

（農作業受委託促進と景観形成作物の植栽）

協定面積3ha、協定参加農家18名で集落協定を結び、農業生産活動として農作業の効率化を推進するため集落内外の担い手や第3セクター等に農作業の受委託を進めている。また、獣害による生産意欲の減退や耕作放棄地を防止するため、電気柵を設置し農地の保全に努めている。

多面的機能増進活動としては、水田の畦畔にグランドカバープラント（マツバギク）を植栽し、集落の景観形成と土壌の流出防止に取り組んでいる。また昔の農村風景を再現するため水田に農作業風景をかたどったモニュメントを設置し、集落の活性化を図っている。

12．長野県栄村小赤沢地区

（4協定集落が集まり既存集落全体で共同活動を実施）

協定締結に当たり、農業委員が毎月説明会を開催すること等を通じ、「協定は小さくし、役員を増やし、交付金は既存集落全員のために活用できる仕組み」を目指した。これにより、既存集落内を4つの協定で全集落をカバーした。4つの協定集落の連携を図るため「小赤沢活性化倶楽部」を設立し、実際の運営に当たっている。菜の花を植え、遊休農地の解消に取り組んだり、「炭焼き倶楽部」を組織し炭と木酢液の生産に当たり、特産化を図っている。

13．京都府舞鶴市杉山地区

（都市住民との交流で毎年計画的に遊休農地を解消）

担い手がない山間部の集落で、全住民が集落協定を締結して荒廃田を復元し、「市民農園」として整備。農園利用者である都市住民との交流により、毎年計画的に遊休農地を解消し有効利用している。

1 4 . 兵庫県日高町八代集落

(牛の放牧等雑草対策による耕作放棄地の解消)

和牛の放牧、棚田ボランティアなどを通じて 5 . 8 ha の耕作放棄地のうち 3 . 4 ha を復旧。棚田ボランティアを通じて交流した都市住民のため、空き家を交流施設に転用した。

1 5 . 和歌山県日置川町日置川集落

(交付金を全額共同取組活動に充当し、集落の団結を強化)

交付金の全額を共同取組活動に充当し、共同利用機械の導入により耕作放棄地の復旧に取り組んでいる。これらにより、農業者の農用地保全の意識向上が図られるとともに、担い手への農地流動化にもつながっている。

共同利用機械のオペレーターの育成や、果樹剪定定枝の堆肥化等の共同取組活動の積極的な実践が図られている。

1 6 . 徳島県勝浦町

(「直接支払制度」を活かした町政の展開)

町内の協定数は 2 6 。交付金は 5 , 4 0 0 万円で、徳島県の 1 割を占める。同町では「直接支払制度」を活かした街作りを推進し、高齢者や生き甲斐対策、後継者対策や農道の整備、機械化による省力化を通じて、広域的な営農組織の確立やきれいで住みよい伝統文化の息づくやすらぎのある集落を目指して活動中。

町では各集落の活性化のため様々な取組の発表大会を開くなど定着した制度となっている。

1 7 . 愛媛県明浜町

(農地委員会を立ち上げ遊休荒廃地防止)

同町ではみかんの価格低迷、農家の高齢化により耕作放棄地の増加が懸念されていた。そこで農家が管理できなくなった農用地を引き受ける農地委員会を発足させ、交付金の一部をその活動に充当している。現在 5 ha の受託契約を締結しているが、将来的には法人化を目指しており、特定農業団体の認定を受ける手続きを進めている。

1 8 . 大分県竹田市九重地区

(非農家を取り込んだ大規模協定)

1 1 5 ha、1 6 6 名の集落協定。非農家を取り組んだ点が本協定の特徴。交付金 3 分の 2 を公益費として、地域のために農道やあぜ道等の維持補修、不耕作地解消等のために活用している。

協定参加者が多いため、税金の申告関係などの集落の事務作業が繁雑になり対応に苦慮している。

1 9 . 鹿児島県菱刈町東市山地区

（農作業受委託の促進と飼料作物の土地利用集積に取り組む）

集落営農組織東市山営農組合を設立し農作業の受委託活動を実施。農業用機械、施設を共同購入し、コスト低減を図り、借入金の償還は交付金を充当。イノシシ等の被害を防止するため電気柵を設置。飼料作物の土地利用集積を行い、集積した水田に対し、１，０００円／１０aを助成。無人ヘリによる共同防除の普及を図るため、代金の一部を助成。景観作物の作付。

20．広島県

(1) 布野村大原宮集落

道路脇へアジサイを植栽し、全長 2.5 km 程度のアジサイロードを管理する、景観形成活動の取り組みの実績もあるこの集落では、多面的機能増進活動として、集落内の河川の管理と併せ、稚魚の放流やカワニナの保護を行っている。

(2) 庄原市濁川・川西集落

地域一体で河川周辺に生きる魚類、昆虫類の育成 環境を保護している。
夏にはホタル見会も開かれている。

(3) 広島市小河南下楓原集落

耕作地の冬期、及び耕作放棄地の通年湛水により鳥類の餌場の確保を行っている。

また巣箱の作成・設置により野鳥を山里へ呼び寄せる活動も行っている。

(4) 東城町塩原集落

4 年に一度行われる「大山供養田植」を継承保存し、平成 14 年 5 月 26 日に開催した。また、この供養田植は同年 2 月 12 日には国の重要無形民俗文化財に指定されている。

(5) 大崎上島町原田集落

高齢化やイノシシによる被害などにより、農業生産意欲が低下していたが、協定締結により、イノシシ捕獲柵を購入し、被害防止に取り組んだり、優良品種の大苗育苗を行うなど意欲が回復してきている。

また、郷土芸能である獅子舞の伝承や、秋祭り・盆踊りなどの伝統行事支援に交付金を採用し、コミュニティ活動の活性化を図っている。

(6) 君田村石原集落

君田村は、村をあげて「川とひまわりまつり」を行っており、石原集落もその会場のひとつとなっている。転作田 120a に 16 万本のひまわりを植え、アスパラやスイートコーンのもぎ取りや魚のつかみ取りなどの地域イベントも併せて交流活動を行っている。

(7) 安芸津町立花・中之村集落

耕作放棄地 130a を集落で管理する協定農用地とし、草刈等の管理を共同作業で行っており、そのうち 30a にはチューリップや菜の花などを植えている。

平成 14 年度からはチューリップ植え付け地でチューリップまつりを開催、町内外から多数の人が訪れ、交流活動も始まっている。

(8) 竹原市郷集落

地域の小学生を対象に、稲刈り体験や集落内の池のピオトープ的な利用を図るなどの活動を行うことで、地域住民の意思疎通が図られるようになった。

また、従来地域で使われていた跳ね天秤（かんがい用井戸から水をくみ上げる装置を復元して設置し、併せて景観作物作付けにより集落の景観が良くなった。

（ ９ ）大和町影久集落

機械の共同利用は数人による取り組みはあったが、協定締結を機会に集落全体での取り組みとなった。またこの活動がきっかけとなって、農業生産法人設立に向けた話し合いも行われている。

都市との交流の活動として、枝豆の収穫体験を目玉にした枝豆まつりを開催、広島市や東広島市などから家族連れが訪れ、好評を得たことで、作付け面積を増やしていく予定としている。

（ １ ０ ）湯来町小多田集落

過疎化・高齢化が進み、遊休農地も多く、気にしながらも手の付けようのない状態にあったが、町の働きかけもあり、協定締結に併せ和牛放牧による農地の管理を始めた。和牛放牧により高い草に覆われていた遊休農地が見違えるようにきれいになり、その効果に集落もやる気を取り戻し、残った箇所の管理や新たに牧草の植え付けなどを行っている。

（ １ １ ）安芸高田市於手保集落

イノシシ、シカの被害に悩んでいた集落が、フェンス型牧柵で集落を囲むことで、被害が激減し、遊休農地に大麦、ソバを植えるなど、農業意欲が回復した。

共同作付けしたソバで集落内で年越しソバを食べたり、大麦で麦茶を作って地元産直市に出荷するなどの活動が行われ、ＴＶ取材や視察を受けるようになり、自信も出てきた結果、集落内に集落農場型農業生産法人を設立した。

（ １ ２ ）蒲刈町宮盛集落

柑橘地域であるが、従来からあった経営改善組合での共同防除活動を元に、協定締結を行っている。

イノシシの被害防止の対策として、集落をぐるりと防護柵で取り囲む活動を協定活動として行った例としては、先駆的な存在である。

（ １ ３ ）豊町

町内を３つに大きくまとめることで、実施が困難と言われる柑橘地域で協定が締結されている。交付金を活用して、町内まるごとイノシシ防護柵で囲む対策に乗り出しており、大長みかんの産地維持という集落協定参加者の強い気持ちも、協定締結の一つの要因になっているものと考えられる。

．検証に基づく課題

現地で本事業に取り組むに当たり、以下の通り多くの課題が指摘されているが、大まかに整理すれば以下の４点が重要な課題と考えられる。

- １．対象地域・農用地の取り方について
 - （１）畑が水田に比べ条件が厳しく、単価が低いこと
 - （２）山間地では１haの一団の農用地を取れない事例があること
- ２．多面的機能を増進する活動への負担感があること。
- ３．事業の実施期間（５年が長い・短い両論あること）と交付金返還要件の５年遡及が厳しすぎる
- ４．集落の事務処理が煩雑であること

北海道

- 地域内不公平感の緩和対策
- 家財場の取り扱いの改善
- 交付金の遡及返還要件の緩和
- 対象農用地基準の緩和（畑等）
- 個人支給上限の取り扱い見直し

青森県

- 同一集落で共同作業等と一緒に取り組まざるをえないにもかかわらず、平場であるため対象になっていない農家（農地）の存在
- 交付単価において「畑」にひとくくりとなっている樹園地の交付単価の見直し
- 必須要件となっている多面的機能増進活動の「選択制・加算制」への組み替え

岩手県

- 集落全体が対象となる要件の設定
- １ha要件・団地要件の緩和
- 傾斜基準の緩和

秋田県

- 集落営農の組織化や地域の創意工夫に基づく独創的な取組が芽生えつつあり、より自立的な営農の展開に結びつけるためにも、なお一層の意識の高揚に努めるとともに、これらの取組を中断させることなく長期的なスパンで支援していく必要がある。
- 交付金交付による取組により、認定農業者（１８％）及び農作業受託面積（３６％）も増加してきており、これら経営体が効率的で安定的な農業経営を展開するためには、なお一層の農地の利用集積を進めることが重要である。
- 耕作放棄地の防止については、一定の抑止効果が発現しているほか、一部地域では復旧事例も見られることから、引き続き制度の継続的实施が望まれる。

山形県

- 多面的機能の保全という意味では一定の効果があると思われるが、同一集落内でも制度に該当する人と該当しない人が生じるため、旧来からの集落の良好な地縁関係が悪化している面もある。
- 団地単位での協定など小規模な協定では、農道・水路の管理などの活動に終始し、生産性の向上や担い手の定着に向けての取組など将来にわたっての農業生産体制づくりの取り組みまでは行われていない傾向があるため、協定の範囲は最小でも農業集落を単位として共同取組活動の充実を図っていく必要がある。

福島県

- 協定参加者の年齢が高くなっていること。
- 集落営農組織として自立することが必要であること。

埼玉県

- 中山間地域の6割が畑であり、10aあたりの水田と畑の交付単価の差が事業導入の障害になっている。
- 5年間の農業生産活動継続要件等の協定内容が厳しすぎる。
- 対象農地が農用地区域内に限定されているため、農用地区域外まで緩和されると事業を受け入れやすい。

千葉県

- 管理組合組合員としての組合経費の個別申告の問題。

愛知県

- 集落代表者の事務負担の増大、多面的機能増進活動の実施による農家負担の増加、農振農用地外であるため交付対象とならなかったり地目間・傾斜間による単価差による不公平感の発生等、制度を定着させていく上での問題点が指摘されている。
- 数年後に高齢化がさらに進行するため、現在の集落協定単位では農業生産活動等の実施が困難となることが予想される集落もあり、集落間の連携等新たな対応を緊急に検討する必要がある。
- 過疎化等による集落内リーダーの不在、高齢化や耕作放棄の進行、農業生産活動を5年間継続できるかの不安、交付金の遡及返還規程、1ha以上の一団の農地であることの必要など、制度上の取組の厳しさ等から協定締結を断念した集落もあり、このような集落でも制度を活用できるような条件整備が求められる。
- 農業生産活動等を継続すべき期間を短縮すること。
- 交付金の遡及返還を廃止し、単年度とすること。
- 対象農用地の要件を緩和し、集落全体としての取組の障害を減らすとともに、小面積でも対象とし、団地化は別途加算措置により対応すること。
- 書類作成事務等の手続きを簡素化し、集落代表者等の負担を軽減すること。
- 他集落の農業生産活動等や多面的機能増進を請け負う集落や担い手等への優遇策導入による集落間の連携を促進すること。
- 「直接支払」という名称を「中山間地域維持管理費」へ変更。

岐阜県

- 面積要件の緩和

農地が1ha未満の集落、農地が小規模で点在しているために1ha以上の団地が形成できない集落は、本制度への参加ができない。

○ 交付金返還措置等の緩和

一部の協定違反があった場合に、協定農用地すべての交付金について認定年度に遡って返還すること、又は交付金の対象除外とすることは、社会情勢や生活状況が変化していく中で、厳しすぎる。

○ 県内の鳥獣被害（特にサル・イノシシ・シカ）は、イノシシを中心に増加傾向にあるため、今後ますます対策に取り組まなければならない集落が増えてくることが予想される。

○ 活動内容が協定農家だけであることが多く、制度を更に有効に活用するため、農家だけの枠にとどまらず、非農家や女性も協定に参加するような取り組みが必要。

石川県

○ 定着しているのでは是非継続してほしい。

福井県

○ 高齢化が進行している地域では、協定期間が長いことため取り組みにくいことから、高齢化率が高い等一定の条件を満たす集落について、協定期間の見直しを行う必要がある。（例えば5年から3年にする。）

○ 農用地の傾斜度に応じて対象農用地を指定しているが、集落内に対象農用地と非対象農用地が混在したり、一部分しか対象とならない地域では集落内の合意形成が進まないため、対象農用地の指定を集落単位で行える仕組みにする必要がある。

長野県

○ 本県農業は果樹・野菜が主力作目であることから水田に比べて厳しい畑の対象要件の緩和を望む市町村が多い。

滋賀県

○ 緩傾斜地への普及については、対象地域が相当広範囲に拡大することから傾斜基準の境界に位置する農用地の取り扱いに関する合意形成のあり方や、市町村の財政負担についての検討を要する。

○ 中山間地域等が抱える条件の不利性を交付金制度により補正しても、別途担い手育成の施策や集落を超えた広範囲での取組の推進が必要である。

京都府

○ 「（交付金算定基礎となる）傾斜度の大小（緩急）」と「実際の条件不利度合い」がしばしば一致しないため、集落間に不公平感が生じている。（例えば傾斜度があれば同一市町村内の総体的に有利な農地に交付金がでる一方、山奥で日照時間が短く有害鳥獣が出る小区画不整形だが傾斜度があまりない条件不利農地に交付金がでないことなど。）

大阪府

○ 耕作放棄の防止だけでなく、多面的機能の発揮を含む多彩な取組を行う協定など、幅広く交付金が交付される制度改善を行えば、より多くの集落で取組が容易な制度となり、地域全体で営農活動の継続強化・参加者の意識向上が図られることで、新たな担い手定着の土台としての役割につながる可能性があると考えられる。

兵庫県

- 対象農用地の要件から、集落内に対象農用地と非対象農用地とがあるため、集落内での一体的推進が困難である。

和歌山県

- 高齢化の進行に伴い、5年間の営農継続への不安から集落協定をためらう傾向にあり、1 haの団地化が困難な地域も多い。
- 制度の継続実施はもとより、農業生産活動とともに中山間地の多面的機能に着目した制度の拡充強化が望まれる。

広島県

- 沿岸島嶼部などの畑作（柑橘）地域での活用が難しい面がある。
- 多面的機能維持を目的としているのに対し、求める活動や交付金の算定基礎が農業に傾斜していることから、自由な発想での集落活動が行われにくいことが考えられる。
- 本制度の目的である「中山間地域の持つ多面的機能の維持」について、都市住民に十分理解されているとは言えず、今後とも積極的なPR活動が必要。

徳島県

- 農村の活性化には欠かせない制度となっている。是非堅持されたい。
- 制度の手続きの簡素化を図られたいこと。膨大な事務作業を義務づけられている。
- 交付金の県、市町村負担部分に対する交付税措置を拡大してほしい。

愛媛県

- 島嶼部、山間部で田畑が点在している市町村では、1 haの団地面積要件をクリアできない農地が多いこと。また、田畑毎の傾斜区分であるため、畑の優良のうちが対象外となり田畑の一体的な管理が難しいことの問題がある。
- 現行制度は協定集落内の活性化、耕作放棄地発生抑止等の成果が着実に現れつつあるところであり、制度が平成16年度に終了した場合、集落の衰退や耕作放棄地の急増等を懸念する声が多いことから、17年度以降も制度を継続実施すること。制度の継続にあたっては、地域の意見を踏まえた内容に改善すること。

佐賀県

- 集落の多様な取組はまだ芽生えの段階にあり、平成17年度以降も制度を継続し、集落ビジョンの実現に向けた支援を行っていく必要がある。

大分県

- 農地基準を基本としたために集落協定に参加できない農地がある。その結果集落全体の取組が十分進まない地区もある。
- 税金の申告関係など集落の事務作業が繁雑になり、その対応に苦慮している。

宮崎県

- 交付単価を上げた方がさらに集落が活気づく。
- 急傾斜農地と緩傾斜農地の交付単価に差がありすぎる。緩傾斜農地の交付単価を引き上げてもらいたい。
- 畑は緩傾斜地域が多いため、畑作地帯の交付金が少なく、他地域との不均衡が生じている。畑の傾斜度の要件を緩和してほしい。

- 対象が農業振興地域となっているが、生産現場では山間部で必至に集落を維持している地域が多い。せめて急傾斜地域だけでも採択地域の要件を緩和してほしい。
- 山間地では、小規模面積の農地、点在した農地が多い。それらの農地も対象にしてほしい。

鹿児島県

- 水田に比べて低い畑の交付単価を引き上げること。また畑の傾斜基準の見直しについても検討すること。
- 全国一律となっている一団の農用地面積については各地域の立地条件を勘案して設定できるようにすること。

(参考資料: 京都府農業会議)

「中山間地域等直接支払制度に関するアンケート」のまとめ

農業委員会アンケートの結果概要

- 調査実施主体: 京都府農業会議
- 調査時点: 平成16年1月～2月
- 調査対象: 府内の直接支払制度実施市町村の農業委員会
- 回答農業委員会(2月27日現在)
32農業委員会

1. 直接支払制度 = 集落協定の評価について

(1) 集落協定の締結と実践を通じて、どのような効果がありましたか(複数回答)

- ア、地権者や集落に「農地の遊休・荒廃化を防ごう」という意識が高まった
- イ、遊休農地の解消につながった(一定の事例が生まれた)
- ウ、農振農用地区域(守るべき範囲)の意識づけに役立った
- エ、農地を持続的に保全していく担い手の育成に効果があった
- オ、営農組合の活性化や、農作業受託体制の整備に役立った
- カ、米以外の作物の定着(導入)に効果があった
- キ、作物・担い手(受託組織、個別担い手)別の団地化に効果があった
- ク、“農林地の多面的機能の発揮”について認識が高まった
- ケ、市民・消費者との交流が広がった
- コ、行政・農業委員会と地元組織との協力関係が強まった
- サ、その他()
- シ、特に効果は認められなかった

回答数 率 順位

32 総数

29	91%
16	50%
19	59%
4	13%
16	50%
3	9%
3	9%
8	25%
3	9%
8	25%
1	3%
0	0%

(2) 集落協定の締結と実践を通じて、農業委員会に変化がありましたか(複数回答)

- ア、農業委員会(農業委員)の役割が発揮できた
- イ、農業委員の自覚・責任感が強まった
- ウ、担当集落の現場で、農業委員会の農地行政・土地利用対策がすすめやすくなった
- エ、その他()
- オ、特に効果は認められなかった

31 総数

10	32%
18	58%
3	10%
3	10%
3	10%

2. 農業委員会の取り組みについて

(1) 農業委員会として「集落協定」への対応方針を定めましたか(複数回答)

- ア、農業委員会として対応方針(文章化したもの)を決定して取り組んだ
- イ、文章化していないが、役員会や総会で課題と対応方向を確認して取り組んだ
- ウ、特に対応方針を決めなかった

31 総数

3	10%
15	48%
14	45%

(2) 市町村における推進活動にどう対応しましたか(複数回答)

- ア、市町村の推進協議会(=農業技術者会議等)に農業委員会として参画した
- イ、集落への制度説明や協定締結の話し合いに農業委員として参画した
- ウ、「集落協定」の実施状況の現地確認に参加した
- エ、対象農地の権利等に関する情報を提供した
- オ、農業委員会広報(農委だより)で協定集落名や取り組み状況をPRした
- カ、直接支払制度の推進について市町村長に対して要望、提案をしてきた
- キ、その他()

32 総数

14	44%
21	66%
8	25%
15	47%
14	44%
8	25%
2	6%

農業委員アンケートの結果概要

- 調査実施主体: 京都府農業会議
- 調査時点: 平成16年1月～2月
- 調査対象: 府内の直接支払制度実施市町村の関係農業委員
- 回答農業委員(2月27日現在)
農業委員274人

§1 集落協定にかかる取り組みの特徴

	回答数	率	順位
問1 集落協定の役員	260	総数	
ア、役員である (→ 1.関係者の協議で就いた 2.農業委員ゆえに就いた)	130	50%	
イ、役員ではない(→ 1.農地管理で協定に調印 2.協定に関与していない)	130	50%	
問2 協定農地の管理方法	258	総数	
ア、個々の農家が耕作し、できない場合は個別に耕作者を探している	151	59%	
イ、個々の農家が耕作し、できない場合は集落の受託組織や担い手等に委託する	82	32%	
ウ、集落に受託組織や担い手がおり、協定農地の基幹作業の過半を耕作している	15	6%	
問3 交付金の主な使途(複数回答)	250	総数	
ア、出役の日当・賃金(→ 出役作業の内容:)	107	43%	
イ、種子代、農薬代(防除経費)、肥料代(資材費・撒布費)	44	18%	
ウ、農業用機械(コンバイン、撒布機、各種動力機、格納庫等)の購入費用	74	30%	
エ、農道・水路等の施設管理のための資材(セメント、草刈機・替刃等)の購入費用	144	58%	
オ、鳥獣害を防ぐための柵、網、電源・爆音機等の購入費用	147	59%	
カ、当面プールしている(→ 計画している使途の内容:)	43	17%	
問4 協定の締結後、新たに定着した取り組み(複数回答)	253	総数	
ア、共同出役作業(防除、草刈り、水路掃除、農道舗装の回数や参加者の増加)	160	63%	
イ、遊休農地の解消作業(協定締結を契機に解消し、有効利用・適正管理している)	95	38%	
ウ、受託組織の設立や体制強化(オペレーターの増加、受託面積の顕著な増加など)	32	13%	
エ、その他()	16	6%	
オ、特に定着した取り組みはない(協定締結前とあまり変化がない)	54	21%	
問5 協定の締結後にみられる意識変化(複数回答)	253	総数	
ア、集落の「守るべき農地の範囲」についての共通認識ができた	149	59%	
イ、新たに「協力・共同して農地を管理しようとする意識」が芽生えた	128	51%	
ウ、担い手の確保・育成について、真剣に考えるようになった	70	28%	
エ、展望のみえない悲観論や消極論が出にくくなった	24	9%	
オ、その他()	5	2%	
カ、特に変化はない(協定締結前とあまり変化がない)	41	16%	
問6 現行の中山間地域等直接支払制度で改善が必要だと感じる点を記入してください。 別紙のとおり			

§ 2 直接支払制度と農地保全の見通し

問7 平成17年以降の遊休農地の見通し(直接支払制度との関係で)

- ア、直接支払制度が廃止されても「守るべき農地」は耕作・管理できそうだ
 イ、直接支払制度が存続されれば「守るべき農地」は耕作・管理できそうだ
 ウ、直接支払制度が存続されても「守るべき農地」の一部が荒れる可能性がある

248	総数
15	6%
155	63%
81	33%

問8 今後、集落の農地が荒れる場合の主な要因

- ア、担い手がない、農作業受託組織がない
 イ、農地を荒らしてはならないという規範意識や地域の合意がない
 ウ、ほ場の未整備
 エ、鳥獣被害が激しい
 オ、行政・農業委員会等の指導・支援の弱さ
 カ、その他()

249	総数
115	46%
34	14%
34	14%
149	60%
8	3%
17	7%

問9 5年後、あなたの集落で定着させていきたい作物(水稲以外)は何ですか。
 別紙のとおり

§ 3 今後、集落で農業委員が果たすべき役割について

問10 直接支払制度が継続された場合の農業委員の関わり方

- ア、集落協定の役員を引き受けて、積極的な役割を果たすべき
 イ、集落協定のメンバー(農地管理者の1人)として一定の役割を果たすべき
 ウ、その他()

234	総数
66	28%
153	65%
18	8%

問11 農業委員が役割を果たすための改善点(複数回答)

- ア、農業委員の役職や業務を集落協定に明示する
 イ、市町村で農家組合長等を「農業委員協力員」に位置づける
 ウ、その他()

216	総数
109	50%
137	63%
13	6%

問12 協定を機に集落で農業委員として提案できること(複数回答)

- ア、農業機械の共同利用や農作業受委託の促進
 イ、作物や担い手ごとの土地利用団地化
 ウ、集落として守るべき農地の範囲の確定
 エ、地域慣行(小作料・管理用・作業料金、草刈回数などのルール等)の再検討の提起
 オ、将来に向けての集落農業の担い手像の提起
 カ、営農組合、受託組織の広域化
 キ、市民農園や多面的活用の検討
 ク、その他()

246	総数
132	54%
47	19%
132	54%
51	21%
80	33%
59	24%
60	24%
4	2%